

医療費控除の対象となる歯科治療

医療費控除の対象となる具体的な歯科治療は以下のよう�습니다。

- ・子どもの矯正治療
- ・噛み合わせの改善を目的とした大人の矯正治療
- ・セラミック治療
- ・歯科インプラント治療
- ・歯科ローンによって支払った治療費
- ・親知らずの抜歯

子どもが受けた歯科治療の場合、付き添って通院した親の交通費も医療費控除の対象となります。

ホワイトニングは医療費控除の対象にはなりませんが、セラミックやインプラント治療では医療費控除を受けることができます。ただし、これらの歯科治療においても、明らかに審美目的である場合には対象にならない場合もあるので注意しましょう。